

ひょうご 都市計画 基本方針

ひょうご 都市計画 基本方針

目 次

1 都市計画基本方針とは	02
2 時代や社会の変化	04
3 都市づくりの考え方	05
4 都市づくりの方向性	06
Ⅰ 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり	11
Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり	29
Ⅲ 環境と共生する都市づくり	35
Ⅳ 連携と共創	41
参考資料	45
都市計画の基本的な視点	46
国の関連計画等における方針や方向性	47
都市計画に関する現状と課題	50

都市計画基本方針とは

「都市計画」

聞いたことはあるかもしれませんが、
実際に何を計画しているのか知っていますか？

みなさんの身近な暮らしに、都市計画は役立っています。
例えば、道路や公園、下水道など、暮らしに必要な施設を配置すること、
例えば、駅前の再開発など、まちににぎわいを生み出すこと、
例えば、住まいと大きな工場が隣り合わせにならないように
土地利用のルールを決めること。

いま、みなさんのまちで行われている
道路の整備や、ビルの建て替え。
これらは、公共事業でも、民間事業でも、
都市計画を踏まえて大きさや形、用途などが考えられています。

こうして少しずつその姿を変えてゆく都市を
より望ましい形で将来世代に引き継いでいくために、
兵庫県がどのような都市づくりを目指すのかを、
「ひょうご都市計画基本方針」としてみなさんと共有します。

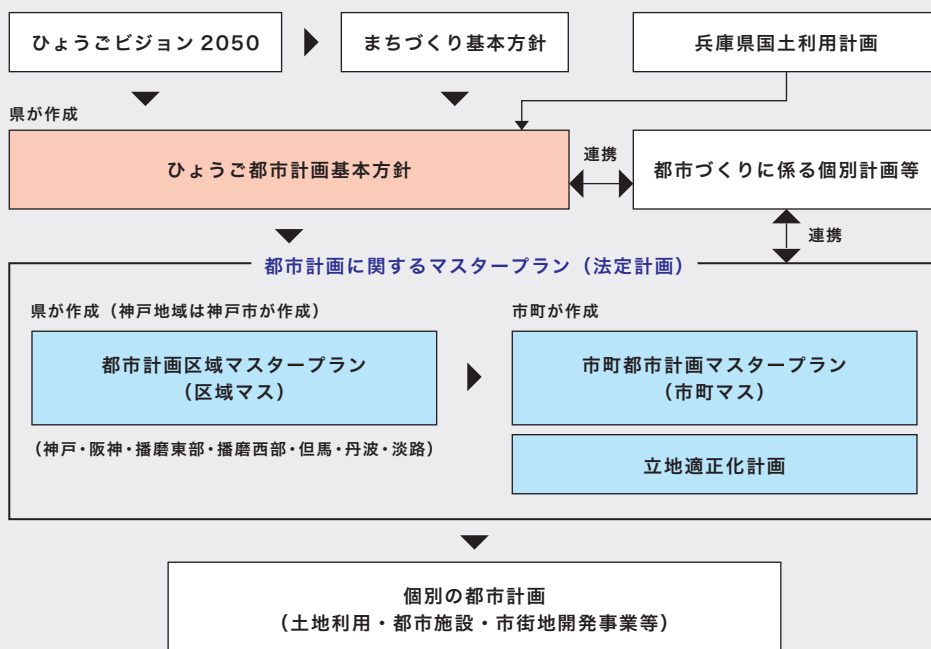


役割と位置付け

本方針は、人口や経済の状況、技術革新や地球環境への配慮など社会を取り巻く環境の変化を勘案し、広域的な視点から今後10年間の県全体の都市づくりの考え方や方向性を示すものです。

また、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即しています。

都市計画区域マスタープランや、市町都市計画マスタープラン、立地適正化計画は、本方針に即して策定されます。



時代や社会の変化とともに、都市を取り巻く環境も変化し続けています。

人口減少・高齢化の進展は避けることのできない現実です。生活サービスや公共交通サービスの利用者と担い手の減少、空き家の増加などが同時に進んでいます。

近年、豪雨等による水害、土砂災害など、多くの自然災害が発生しています。これらは、地球温暖化等の影響による降雨量の増加で、さらなる頻発・激甚化が懸念されています。

また、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁、トンネル、下水道等のインフラは、今後一斉に老朽化することが懸念されています。戦略的な維持管理・更新により、安全性の確保はもちろんのこと、総コストの低減を図る必要があります。

気候変動や生物多様性の損失は人類共通の課題であり、脱炭素社会の実現は国際社会への約束でもあります。緑地や生態系の保全など、環境との共生は、私たちが暮らし続けていくために欠かせません。

一方で、製造業における国内生産の強化や物流需要の増加など、変化する産業ニーズに対応した土地利用も求められています。

また、コロナ禍を契機としてテレワークが普及したことで、場所や時間にとらわれない働き方が広がり、都市に求められる機能も変わってきています。

このような時代の変化や社会・経済からの要請を受け、私たちはより柔軟に、より迅速に、都市づくりに取り組む必要があります。

かつては、人口の増加、経済の成長に伴い、都市は拡大してきました。多くの住宅や商業施設が、まちなかだけでなく、郊外にも立地してきたのです。

その後、著しい経済の成長や人口の増加が終わり、人々が多様な価値観の中で真の豊かさを求める成熟期を迎えました。それに合わせて都市計画も、成熟型の都市づくりに転換してきました。

自然領域への拡大ではなく、自然と共生し、人間本来の生活サイズに合った安全な都市づくり。

経済性・機能性だけを重視するのではなく、人と人とがつながり安心して暮らすことのできる都市づくり。

個性に乏しい画一サイズではなく、地域の風土、歴史、伝統などの特性を活かした魅力ある都市づくり。

これらは、拡大志向から転換し、「質」の充実を目指す都市づくりです。

私たちの豊かな生活は、様々な施設やサービスに支えられています。また、利用することを通して、私たちもそれらを支えています。

店舗や病院、図書館などがまちの「拠点」となる場所にあり、様々な拠点に誰もがアクセスしやすい交通環境があれば、利用者により、施設や交通環境は将来にわたって維持することができます。

また、空き家や空き店舗を「まちの資源」として活用することで、まちの魅力を高めていくこともできます。

人口が減少していく中でも、私たちの便利で豊かな生活を守っていくことができるのです。

このような成熟社会の中で、生活者の視点に立った、暮らしの環境の質を高める都市づくりを目指します。

Ⅰ 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

持続可能な都市構造を目指します

私たちの暮らしは、商業や医療など様々な都市機能に支えられています。これらの都市機能のすべてを身近に備えるのは難しくとも、バスや電車などで容易にアクセスできる環境を整えることが重要です。

そのため、身近な生活圏を対象とする拠点、ある程度の広がりをもった地域を対象とする拠点、県レベルの広域を対象とする拠点を形成し、都市機能の立地を誘導します。

さらに、これらの拠点を公共交通網でつなぐことで、人口減少社会においても、誰もが暮らしに必要なサービスにアクセスできる持続可能な地域を目指します。

〈拠点ごとの必要な都市機能のイメージ〉

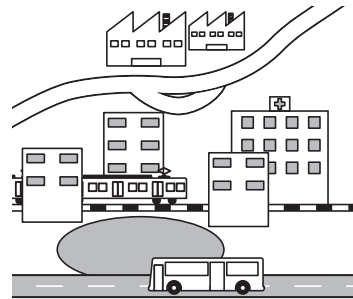
広域を対象とする拠点	— 百貨店、高度医療を提供する拠点病院、博物館など
地域を対象とする拠点	— 総合スーパー、救急病院、子育て支援センターなど
生活圏を対象とする拠点	— コンビニ、診療所、小中学校など

魅力ある多様な拠点を形成します

拠点とは都市活動や暮らしの中心となる場所です。

広域を対象とする拠点では、国内外から多くの人を迎える街にふさわしい空間を、公共と民間との連携により形成していきます。また、地域又は生活圏を対象とする拠点では、多様な暮らし方・働き方に対応できるような、日常の暮らしを支える生活サービス機能を誘導していきます。

このように、拠点の役割に応じた機能の充実により、各拠点の魅力を高めていきます。



兵庫の成長を支える産業立地を推進します

生産拠点を海外から国内に移す動きや物流施設の大型化等を背景に、産業用地のニーズが高まっています。優良農地の確保や森林保全などの施策と調整を図りながら、高速道路のインターチェンジ周辺等に産業を集積させていきます。

あわせて、次世代成長産業の誘致やベイエリアの工業用地の活用などにより、雇用の創出を通じて若年層の定住促進やにぎわいの創出につながる産業立地を推進していきます。

民間投資を積極的に誘導します

人々が足を運ぶことが、まちに活気をもたらす原動力です。人が集まることで、多様なサービスが提供される動機になり、そのための施設がつくられ、まちの魅力を高めます。人々が暮らし、働き、買物に訪れる拠点をまちのどこにつくるかを広く共有し、必要な基盤整備を行い、民間事業者の投資を促すことで、まちの魅力を高め、活気生まれる好循環をつくり出していきます。

新技術をまちづくりに活かします

都市における建物の状況や人の移動など、大量の情報がデータ化され、解析できるようになってきました。これらをまちづくりに活かし、地域の課題解決を図ります。

また、自動運転バスなど実用化が期待される次世代の移動手段に対応した交通ネットワークづくりなどにも取り組んでいきます。

地域の個性を活かして交流を促進します

本県には、歴史的な地域資源のある観光地や、阪神・淡路ベイエリアのウォーターフロントなど、個性をもった多様な地域があります。

それぞれの地域に合った持続可能な観光や交流を促し、その地域とつながりのある「関係人口」を増やしていきます。

4 都市づくりの方向性

II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

災害に強い都市を目指します

本県は阪神・淡路大震災という未曾有の大災害から創造的復興を遂げてきました。その後も、東日本大震災、能登半島地震など大規模な地震災害が相次いで起こっており、南海トラフ巨大地震の発生も予想されています。

また、気候変動による大型台風の発生や頻発化する豪雨による被害など、私たちを取り巻く自然の脅威は増しており、事前の備えが急務となっています。これらのリスクへの対策を進めます。

子ども・子育てにやさしい環境を整備します

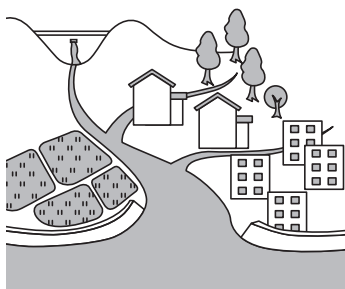
共働きの子育て世帯が増え、働く場所と住まいが近くにあることや、子育て支援の充実など、より一層子育てしやすい環境づくりが求められています。

安心して遊べる空間や居場所という子どものための視点と、子育てがしやすいという親や家族のための視点の両方から、必要な施設や環境を整備していきます。

ユニバーサル社会の実現に取り組みます

障害の有無、老若男女を問わず、誰もが安全・快適に移動できるように、バリアフリー化に取り組んでいます。

また、いつまでも地域の中でアクティブに活動し、健康でいられるように、公園や歩道など体を動かせるまちの環境づくりを進めます。



Ⅲ 環境と共生する都市づくり



脱炭素社会の実現を目指します

気候変動の影響による災害の頻発化等が懸念される中、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた都市づくりを進める必要があります。

自家用車に過度に依存しない都市構造を目指すとともに、道路交通の円滑化、自転車利用の促進に向けた環境整備を進めます。

グリーンインフラの活用を推進します

グリーンインフラとは、自然環境がもつ多様な機能を社会基盤として活用するもので、近年、新たなインフラ整備の概念として広まっています。

植物がつくる日陰や冷却効果を活かしてクールスポットを形成するほか、生き物たちの住処となり生物多様性の確保にもつながる、都市の緑地を保全・創出します。

都市を取り巻く森林を保全します

県土の約7割を占める森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、レクリエーションの場の提供など、様々な機能を有しています。

都市を取り巻く森林を保全し、里山の整備や管理を通じて野生動物との棲み分けを図るとともに、建築物への木材利用等を通じて森林資源の循環利用を促進します。

まちづくりに「農」を活かします

農地は食料生産の場であるほか、洪水の防止、田園風景の形成、文化の伝承など多様な機能を有しています。さらに、都市農地には、農業に対する理解やコミュニティの活性化を促進する役割が期待されています。

こうした多面的機能に着目し、「農」※を活かす視点をもった土地利用を推進します。

※「農」 農林水産業の営み、その営みを通じた生物多様性などの環境保全や洪水防止、水源涵養等の多面的機能により県民の「いのち」と「くらし」を支えるもの。さらには、人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観など、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念

4 都市づくりの方向性

IV 連携と共創

県・市町間の連携を強化します

都市計画の決定は、地方分権の流れの中で、広域的な見地から決定すべきものを除き、市町へと権限移譲が進められてきました。地域特性に応じた個性と魅力あふれるまちづくりは、地域を熟知した市町が行うことが最もふさわしいと考えられるからです。

一方で、都市機能の分担・連携など、市町域を越える広域的な取組の重要性も増しています。

そこで県は、情報提供や相談対応など、技術的側面から市町のまちづくりを積極的に支援するとともに、広域的な調整を担い市町間の連携を支援します。

多様な主体の関わりを大切にします

空き家の管理など、地域の中の困りごとには、当事者の努力だけではどうにもならないこともあります。そこに住む人、働く人、訪れる人など様々な主体が関わることで解決に向かうこともあります。

関係する主体が、それぞれの強みを活かしながら、様々な視点や参画、対話を通じて課題の解決に取り組み、共に地域の価値を高めていく「共創」によって、まちづくりを推進します。

I 持続可能な魅力と 活力あふれる都市づくり

- 1 地域連携型都市構造の実現
- 2 魅力ある多様な拠点の形成
- 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進
- 4 民間投資の積極的誘導
- 5 新技術を活かしたまちづくりの推進
- 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

1 地域連携型都市構造の実現

地域連携型都市構造とは

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造です。

地域連携型都市構造により実現される社会

多様な拠点を交通ネットワークで結び、様々な都市機能を補い合うことで、人口減少社会においても、誰もが暮らしに必要なサービスにアクセスでき、まちのにぎわいを楽しむことができます。

また、まちの拠点到都市機能を集積させることで、一定のサービス利用者を確保することができ、さらに自家用車の代わりに公共交通でまちを訪れる人が増えれば、公共交通を将来にわたって維持していくことができます。



実現に向けて、「都市機能を集める拠点」と「拠点間を結ぶ公共交通」を県と市町の役割分担のもとに設定し、土地利用、市街地整備、交通インフラ等に関する施策を一体的に推進します。

また、人口が減少していく中で、小さな人口集積でも生活サービスを確保できるよう、遠隔教育や遠隔医療などデジタル技術の活用による都市機能の補完が期待されます。

地域連携型都市構造のイメージ



拠点の設定及び都市機能の役割分担

都市機能を誘導する拠点^{※1}、その他地域特性に応じた拠点を設定します。

広域拠点 (本方針及び区域マスで位置付け)	広域的な利用圏を持つ高度な都市機能が特に集積している地区で、県土全体の中核を担う拠点 神戸市中心部及び姫路市中心部を広域拠点とします。
地域拠点 (区域マスで位置付け)	市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、広域拠点や他の地域拠点と連携しつつ、都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点
生活拠点 (市町マスで位置付け)	日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点
産業拠点 (市町マスで位置付け ^{※2})	工場や物流倉庫等の施設が集積している又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点

※1 市町マス及び神戸市が決定する区域マスにおいては、拠点に上記と異なる呼称を用いることがあります。

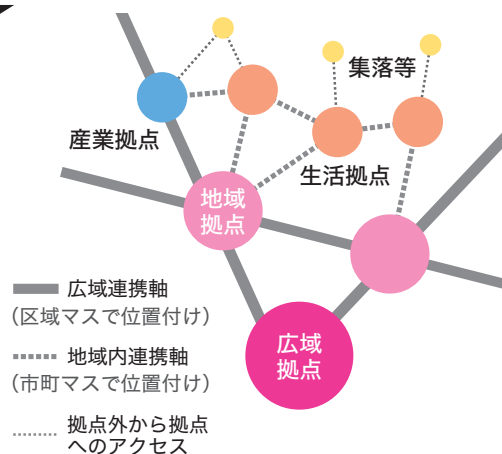
※2 複数の市町にわたって広がる産業拠点は、都市計画区域マスタープランで設定します。

交通ネットワークの強化

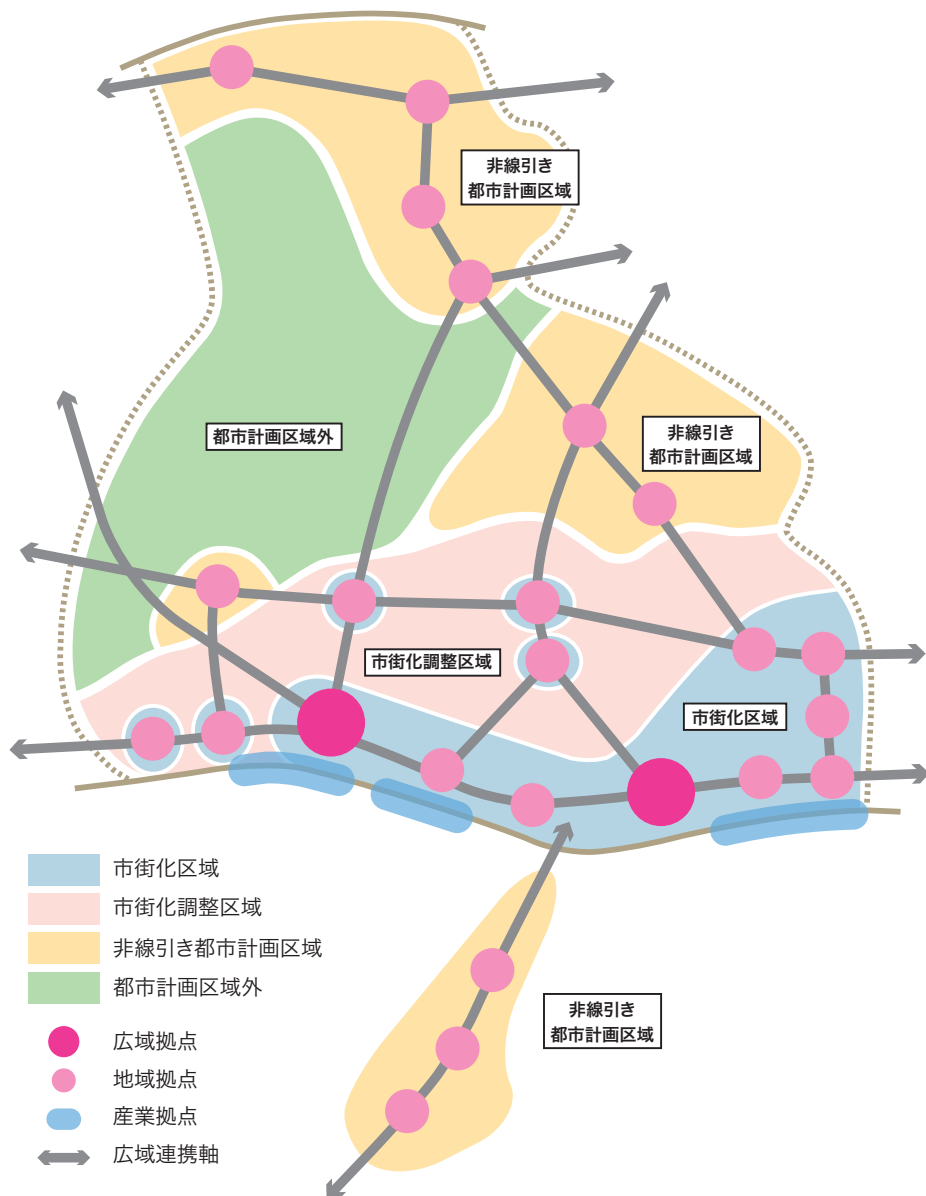
広域連携軸を構成する鉄道や路線バス等の公共交通の維持及び基幹道路の整備等を推進するとともに、地域内連携軸及び集落等から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担うことにより、多層の交通ネットワークを形成します。

また、災害などにより一部の区間が途絶することでネットワーク全体が機能不全とならないよう、拠点間の連携軸を多重化するなどネットワークの強化を図ります。

地域連携型都市構造の実現には、都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保とそれを支える拠点整備等に係るまちづくりの取組を即地的・具体的に計画し、一体的に推進していくことが必要です。そのため、都市機能や居住を拠点に誘導する立地適正化計画と持続可能な移動手段の確保や充実を推進する地域公共交通計画との一体的な策定等を促進します。



将来の都市構造のイメージ



土地利用の基本的方針

「広域拠点」や「地域拠点」では、多様な都市機能を集積させるほか、エリアの価値と持続可能性を高めるため、地域のニーズに応じた都市機能の更新・充実を図ります。また、多くの人が集い、活動するための環境整備として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、人間中心の豊かな生活の実現を目指します。そのほか、コンパクトで利便性の高い住環境の形成を通じてまちなか居住を誘導します。

「産業拠点」においては、周辺の自然的環境や景観等との調和に配慮しつつ、多様な産業の集積により地域産業の振興を図ります。

空き地等の低未利用地については、商業・業務施設の更新時の移転先等として活用するほか、防災やにぎわい創出に資するオープンスペースの確保、緑の創出など、地域資源として積極的に活用します。

都市農地は、環境への負荷低減や良好な景観形成のほか、地産地消や都市住民の交流創出などにも資するものとして保全・活用を図ります。

Column

市街化を図る区域と、抑制する区域 ～無秩序な市街化を防ぐ～

都市計画区域は、市街化を図る区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分されることがあります。これを「区域区分（通称：線引き）」といいます。

区域区分は、主に無秩序な市街化（スプロール）を防止し、計画的に市街化を図ることを目的として定められます。

一方、この区域区分を定めない都市計画区域は、「非線引き」と呼ばれています。兵庫県では、非線引き都市計画区域において、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）を定め、適正な土地利用の推進とともに緑豊かな地域環境の形成を図るよう取り組んでいます。

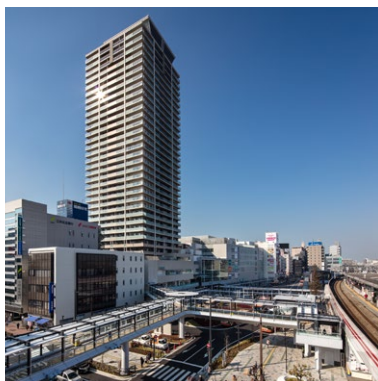
市街地 エリア



質の高い
住環境



居心地が良く
歩きたくなる
まちなか



駅前における
都市機能の
更新・充実

市街地 以外 の エリア

「生活拠点」では、将来にわたって地域の活力が維持されるとともに、一定の医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが日常生活圏で受けられるよう都市機能を確認します。

農地や森林等については、農地法や森林法等に基づく重層的な土地利用規制等により保全を図るとともに、都市的土地利用への転換を図る場合は、「農」との健全な調和を図ります。



都市と自然のバランス



産業団地の立地



農地の保全

■市街化調整区域における計画的なまちづくり

市街化を抑制する区域である市街化調整区域においても、集落等に暮らしがあり、地域の産業が営まれています。これらの地域の活力の維持・向上を図るため、特別指定区域※や地区計画等の制度を活用し、市町の土地利用計画に基づく産業拠点の整備など、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用を計画的に推進します。

一方で、市街化調整区域の面積・人口の比率が高い市町では、活力低下が見られる地域もあります。そのため、地域特性やニーズに応じた迅速な土地利用の実現を図るため、必要に応じ、「区域区分見直しの考え方」(R5.3)に基づき、「農」との健全な調和を前提とした区域区分に代わる土地利用コントロールへの移行を検討します。

■非線引き都市計画区域における重層的な土地利用コントロール

森林法や自然公園法、緑条例等による重層的な土地利用コントロールを行うとともに、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域等を定め、建築物の用途制限を行います。

※特別指定区域 市街化調整区域において、市町や住民などが土地利用計画を策定することで、計画に沿った土地利用を可能とする区域。県が条例に基づき指定する。通常は規制されている新規居住者の住宅や働く場としての工場など、必要な建築物を建築できるようになる。

2 魅力ある多様な拠点の形成

「価値」・「持続性」を高める市街地の更新

経年により、建物・都市基盤等の機能や性能が今のニーズに合わなくなっている既成市街地は、再構築や機能更新を含む整備が必要です。

価値観・ライフスタイルが多様化する中、市街地に求められる価値は、「必要な機能・水準を満たしていること」から、「居心地が良いこと」、「人との関係が生まれること」、「魅力的・刺激的な経験ができること」など変わってきました。そこで、公民連携でビジョンを構築・共有し、多様な手法・取組

を組み合わせながら段階的・連鎖的に展開することで、エリアの価値と持続可能性を高める市街地の更新を進めます。

具体的には、エリアの特性に応じた将来ビジョンを広く共有する中で、社会実験や空地等を活用したにぎわいづくりなど、できることから小さく始め、徐々に公共空間の再構築や市街地再開発事業等に移行していくことで、エリア全体としての持続的な更新と価値向上を図ります。



■神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業（神戸市）

市街地再開発事業で整備されたビルを含む街区を更新し、バスターミナルその他の公益機能とともに、商業・業務・宿泊機能等からなる複合施設を整備します。

「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり

人が歩きたいと感じる空間には、多様な人材や関係人口が呼び寄せられ、にぎわいが生まれます。円滑な交通に配慮しつつ、歩行環境の向上に資する道路空間の再整備や駅前広場、公園、オープンスペース等の空間の利活用の促進など、人間中心の空間に転換し、民間投資と共鳴しながらウォーカブル（歩きたくなる）なまちづくりを推進します。



■ＪＲ姫路駅前&大手前通り（姫路市）



車道中心だったＪＲ姫路駅前とそれに続く大手前通りの一部について、トランジットモール※化するとともに、ゆとりある歩行者空間を整備しました。

身近なエリアにおける都市機能の充実

市町中心部の拠点だけでなく、日常生活を営む身近なエリアの拠点においても、地域特性に応じ、多様な暮らし方・働き方を支える都市機能を確保するため、きめ細かな土地利用の見直し等を通じて、必要な施設の立地の誘導を図ります。

Column

より充実した暮らしを身近な場所で ～多様なニーズに対応した土地利用～

住宅地では良好な住環境を維持するために、土地利用のルールによって住宅以外の建築が制限されている場合があります。

しかし今、身近なエリアで充実した暮らしを求める気運が高まっており、コンビニや小さなカフェなどの買物や交流ができる場所も必要です。

このような中、住環境を保ちつつ、必要な施設が立地できるように、土地利用のルールを見直す取組も行われています。

■用途地域の見直しの事例(神戸市)



「歩いて暮らせる便利なまち」を目指し、住宅地内の大きな道路沿いに小規模な店舗が立地できるよう、用途地域を変更しました。

駅周辺の個性を活かした魅力づくり

ローカル線の駅舎や周辺の遊休不動産等を活用した個性と魅力あるまちづくりを推進し、駅周辺に人の流れやにぎわいを生み出すとともに、公共交通の利用を促進します。

姫路市、ＪＲ西日本、地元自治会、民間企業が太市駅周辺のにぎわいづくりに向けた連携協定を締結し、民間企業の社屋と一体となった駅舎の建設や駅前広場の整備を実施しました。

※市街化調整区域のため、地区計画制度を活用して整備

■太市駅周辺整備(姫路市)



3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

産業ニーズにすばやく対応

高速道路インターチェンジ等の広域交通結節点の周辺など、産業用地としてのニーズが高い地区においては、景観や周辺の営農環境に配慮しつつ、適切な範囲で計画的な基盤整備を促進し、産業集積を図ります。

市街化調整区域においては、その性格を維持しつつ、地区計画や特別指定区域制度の活用などによる開発許可制度の弾力的な運用により、計画的な産業立地を迅速に実現します。

■特別指定区域の指定の例(西脇市)



鹿野地区

特別指定区域制度に基づき「工場等誘導区域」が指定されています。地域振興に資する工場が建築可能となり、新たな工場の立地につながりました。

■市街化調整区域のインターチェンジ周辺における産業団地の例(加西市)



加西インター産業団地

中国自動車道加西IC周辺の市街化調整区域において、加西市が地区計画を決定し産業団地を整備しています（第1期事業）。さらに、インターチェンジ南側において、第2期事業の実施も計画されています。

新たな産業を呼び込む環境整備

新エネルギー、航空、半導体などの次世代成長産業は、産業立地条例による補助制度や税制優遇による重点的な立地支援に併せ、産業インフラの整備等を図り、県内集積を積極的に推進します。

■次世代成長産業の立地(高砂市)



高砂水素パーク

水素の製造から発電までにわたる技術を一貫して検証できる設備を有し、水素ガスタービンの実用化を目指しています。

また、播磨臨海地域や阪神・淡路ベイエリアでは、新たな産業の誘致や MICE※機能の導入に向け、土地利用規制の緩和や公有地の活用等により民間投資を後押しします。

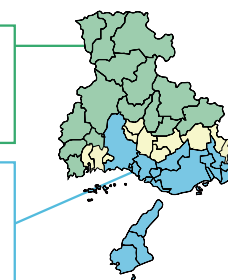
■県産業立地条例に基づく投資促進地域

多自然地域（9市6町）

西脇市、多可町、神河町、赤穂市、
宍粟市、たつの市(新宮町)、上郡町、
佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、
新温泉町、丹波篠山市、丹波市

ベイエリア地域（14市2町）

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
宝塚市、明石市、加古川市、高砂市、
稲美町、播磨町、三木市、姫路市、洲本市、
南あわじ市、淡路市



2つの投資促進地域を指定し、設備投資への補助金等の支援を拡充しています。さらに、ベイエリア地域ではMICE機能等を有する高級ホテルを設備補助の対象としています。

地場産業の継承と成長

県内には、清酒、皮革、手延素麺、かばん、線香、釣針など全国トップシェアを誇る地場産業が集積しています。工場の拡張等のニーズや操業環境に配慮した土地利用を推進し、多様な地場産業の継承と成長を後押しします。

地場産業	主な生産地	生産金額 (百万円)	企業数	全国順位
清酒	県内全域	81,035	71	1位
ケミカルシューズ	神戸市、三木市	13,457	60	1位
利器工器具	三木市周辺	28,997	134	4位
皮革	姫路市、たつの市	10,664	248	1位
手延素麺	たつの市周辺	15,871	395	1位
真珠加工※	神戸市	9,614	76	1位
播州織	西脇市周辺	8,707	113	-
線香	淡路市	11,680	15	1位
釣針	西脇市周辺	12,419	64	1位
豊岡かばん	豊岡市	9,511	61	1位
靴下	加古川市周辺	5,369	50	2位
粘土瓦	南あわじ市	1,314	65	3位

※真珠加工は完成品の生産金額。(資料：総務省・経済産業省「経済構造実態調査」、各産地組合調査)令和3年数値

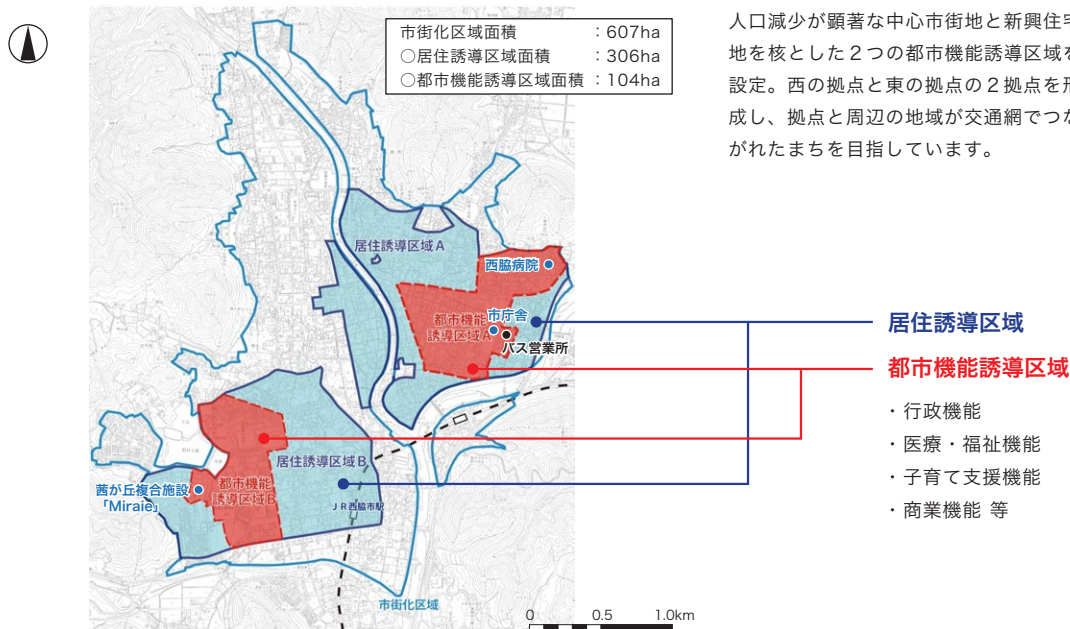
※MICE 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

4 民間投資の積極的誘導

立地適正化計画を活用した民間投資の誘導

立地適正化計画により、都市機能の立地を誘導する区域（都市機能誘導区域）を設定するとともに、誘導すべき施設の種類の、それらを誘導するために市町が講じる施策など、投資の判断材料となる情報を広く共有することで、地域拠点等の魅力を高める民間投資を誘導します。

■立地適正化計画(西脇市)



Column

官民の共創で拠点の魅力を高める

立地適正化計画を定めることで、例えば市役所周辺に設定した都市機能誘導区域には総合病院や商業施設を、コミュニティセンター周辺に設定した都市機能誘導区域には図書館や子育て支援施設を誘導するといったまちの将来像を、行政と民間事業者が具体的に共有することができます。行政は、将来像を実現するための公共施設整備等を行います。

生活サービス機能が充実し、人が集まる魅力的なエリアをつくることで、その魅力が新たな事業者の進出を呼び、好循環による拠点の魅力向上が期待されます。

都市計画制度を活用した民間投資の誘導

大規模な業務施設や都市型住宅等の立地を誘導する中心市街地等において、都市計画法等に基づく特例制度の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業により土地利用の増進を図ることで、民間投資を誘導します。

■都市再生特別地区における都市開発事業(神戸市)



三宮駅前第2地区都市再生事業

「都市再生緊急整備地域」では、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物を誘導することを目的として「都市再生特別地区」を都市計画に定めることができます。

都市再生特別地区では、用途地域等による用途、容積率、高さなどの規制にとらわれず、自由度の高い特別な建築ルールを定めることができます。

三宮駅前第2地区では、建築物の高さや壁面の位置の制限等を定めるとともに、容積率制限を従来の800%から1100%に緩和しています。

■あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業(尼崎市)



ビール工場の移転跡地を中心として、土地区画整理事業により道路や駅前広場などの公共施設を整備しながら、土地の区画を整えました。整備した土地には、民間事業者の投資により商業施設や大学、都市型住宅などが整備されています。

5 新技術を活かしたまちづくりの推進

IoT・ビッグデータの活用

IoT（モノのインターネット）など先端技術の導入による生活サービスの効率的な管理・運営等により、都市や地域の課題を解決するスマートシティの取組を推進します。

3D 都市モデルや人流のビッグデータ等の活用、まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、データ分析等のノウハウを有する多様な主体の参画による都市計画立案の高度化を図るとともに、都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備し、理解と協力に基づく共創のまちづくりを推進します。

■スマートシティの取組事例(加古川市)



市内の電柱等に「見守りカメラ」を設置し、ビーコンタグを持った子どもや高齢者等が付近を通過すると家族が位置情報履歴を確認できる見守りサービスを提供。さらに、AIを搭載した「高度化見守りカメラ」が犯罪の抑止や交通事故の防止（悲鳴や車両接近を検知）、にぎわいづくり（人流データ）に活用されています。

スマートモビリティ社会への対応

ヒトやモノの移動に関連する課題（交通事故防止、渋滞緩和、高齢者の移動手段等）の解決が期待できる自動運転や MaaS*等による次世代のスマートモビリティ社会*に対応した交通ネットワークや都市施設の検討及び整備に取り組みます。

■加東バスターミナル(加東市)



路線バス・高速バスのほか、乗合タクシーや自主運行バスが発着するバスターミナルとパークアンドライド駐車場を隣り合わせで配置。待合交流ラウンジや軽食提供の機能をもつにぎわい交流施設を併設しています。

Column

乗り換え拠点「モビリティ・ハブ」 ～乗り物の利用をシームレスにつなぐ～

自家用車を使わなくても、行先や目的に応じた移動手段を使い分け、便利に移動できることは、誰もが外出しやすいまちに必要な条件です。

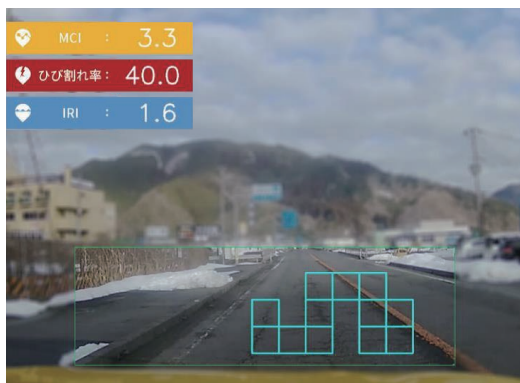
鉄道やバス、小型モビリティ、シェアサイクルなどに加え、自動運転技術も実装されつつあり、交通手段は多様化してきています。これらの交通手段の間でスムーズな乗り換えができるようにするための拠点を「モビリティ・ハブ」と呼びます。

人の移動の結節点となるモビリティ・ハブに販売、交流などの機能を組み合わせ、外出しやすいだけでなく、日常の中に交流が生まれる仕掛けとすることも考えられます。

インフラ維持管理への新技術の活用

ドローン、AI（動画解析）、レーザー打音検査等の新技術の導入によりインフラ維持管理の効率化・高度化を図ります。

■新技術を活用したインフラの維持管理（兵庫県）



AI路面診断システム

道路管理車両に取り付けたドライブレコーダー等により路面画像・加速度データを収集し、AIがひび割れ、平坦性等を推定します。



ドローン技術を活用した橋梁定期点検

真上方向も撮影可能な小型ドローンで、50cmまで接近して撮影した映像を基に、橋梁の健全性を診断します。

Column

インフラ施設の長寿命化

橋梁、トンネルなどのインフラは、長く使い続けるためには適切な維持管理をしていく必要があります。問題が発生した後に補修するだけではなく、予防的にメンテナンスをすることが、長く使い続けるためには重要です。

近年の技術の進歩により、点検機器の自動化や精度の向上が進み、AIを使った診断も可能になりました。これらの技術を賢く使い、予防的な対応につなげていくことで、より安全に、より長く、インフラを使用し続けることができます。

6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

歴史・文化、自然環境、景観を活かしたまちづくり

本県の多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化・芸術などの地域資源を活かしたまちづくりに取り組みます。

県・市町が連携し、都市計画法や景観法その他の法律や条例等により、優れた自然景観と豊かな歴史・文化を保全するとともに、新たな観光ニーズの創出につなげ、交流人口のほか関係人口の創出・拡大を図ります。

江戸時代から昭和初期にかけて建てられた伝統的建造物が良好に残り、近代の醤油醸造関連施設も多く見られるなど、西播磨の城下町としての歴史的風致を今に伝えており、令和元年「伝統的建造物群保存地区」として決定しました。

■伝統的建造物群保存地区(たつの市)



多様なライフスタイルを実現できるまちづくり

ポストコロナ社会における働き方・暮らし方の変化に伴い、空き家や古民家等の既存ストックを「多拠点居住」や「コワーキングスペース」等に活用するなど、リモートワークの普及を背景とする多様なライフスタイルの実現を可能とする取組を推進します。

■Workation Hub 紺屋町(洲本市)



城下町洲本の長屋を改装したワーケーションのための拠点施設です。コワーキングスペース兼カフェ(上写真)、シェア型サテライトオフィス(下写真)等を備えています。

官民連携による都市公園の機能強化・にぎわい創出

緑地の保全、景観の形成、防災、レクリエーション等の多様な機能を有する都市公園において、Park-PFI 制度などによる民間事業者の活力を導入することで、更なるサービス向上による魅力ある施設の整備を推進するなど、周辺エリアも含めた都市公園の一層の魅力向上を図ります。

Column

公園を魅力的にするための新たな事業手法 ～都市公園に民間の視点を～

公園は、公共施設として行政が整備・管理を行ってきましたが、平成29年に設けられたPark-PFI 制度により、民間の資金とビジネス手法を取り入れた公園の整備・管理が可能となりました。

例えば、緑に囲まれた公園内に民間事業者がカフェなどの収益施設を設置すれば、利用者は質の高い滞在を楽しむことができます。さらに、収益の一部は公園の整備に活用され、さらなる魅力や利便性の向上に役立てられます。

このような、民間活力によるにぎわい創出の取組は、令和4年に創設された港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）により港湾緑地等でも可能となりました。

民間事業者の資金やアイデアを導入して都市公園を整備し、公園の魅力と利便性向上を図る可能性を探っています。

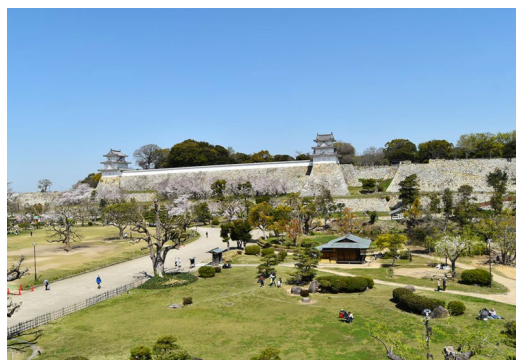
■Park-PFI 等の官民連携を検討している 県立都市公園



赤穂海浜公園（赤穂市）



播磨中央公園（加東市）



明石公園（明石市）

持続可能な観光地域づくり

「兵庫テロワール旅」や「ひょうごフィールドバビリオン」の展開等で深めた本物志向のサステナブルツーリズムを更に推進していくため、ストレスフリーな交通アクセスの充実（公共交通の維持や基幹道路等の整備、ラストワンマイル※を担う移動手段等）やユニバーサルツーリズムの推進のほか、土地利用の柔軟な見直し等により、観光を支える地域資源の保全と活用を図ります。

■空家活用特区（赤穂市）



市街化調整区域内の空き家の用途変更を可能とする規制緩和を活用し、空き家をリノベーションしてカフェとしてオープンしています。空家活用特区制度では、道路に面する間口の狭い敷地でも旅館や店舗等への建替や用途変更ができるようにする規制緩和も可能です。

ベイエリアにおける観光・交流のまちづくり

兵庫県域の大阪湾ベイエリア（阪神・淡路ベイエリア）の活性化に向け、神戸エリアにおいては魅力あふれるウォーターフロントの形成を、阪神エリアではマリンレジャー及びアクティビティ拠点の形成を図ります。淡路エリアでは、インバウンドや富裕層も見据えた関西圏屈指の観光・交流エリアを形成するとともに、シームレスで快適な移動手段※の確保等、受け入れ環境の整備を促進します。

■大阪湾ベイエリアの阪神エリア



芦屋マリーナ

Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

- 1 都市における防災・減災力の向上
- 2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進
- 3 ユニバーサル社会づくりの推進

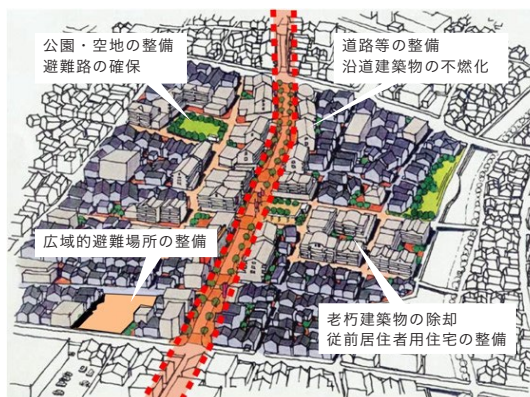
1 都市における防災・減災力の向上

災害に強い都市構造の構築

均衡の取れた都市施設の配置とネットワーク化により多重性を確保し、災害に強い都市構造の構築を進めます。

また、都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善、低未利用地を活用した延焼遮断帯や避難場所となるオープンスペースの確保など、被害を未然に防止又は軽減する対策に取り組みます。

■密集市街地の整備イメージ



出典：国土交通省資料

各住宅から安全な避難地への避難を確保するための道路の整備及び沿道建築物の耐震化、延焼を食い止めるまとまった空地の整備、共同建替や個々の住宅の建替え等による不燃化などを進めるのが、密集市街地整備です。

災害リスクに対応した土地利用

土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知や立地適正化計画における居住誘導区域外とすることで新たな住宅立地を抑制するほか、必要に応じて市街化調整区域にするなど都市計画制度による立地規制を導入します。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法や太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（太陽光条例）等の適切な運用を通じて、盛土や斜面地等における安全性の確保を図ります。

Column

土砂災害からまち・人を守る

～災害ハザードエリアにおける土地利用の規制・誘導～

近年、全国各地で、急な斜面の崩壊や土石流、地すべりなどの土砂災害が頻発しています。砂防ダムなどの土木構造物をつくり対策を進めていますが、急な地形に建つ建物についてはリスクをゼロにすることはできません。そのため、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進、その他防災施策との連携を図りながら、安全な都市づくりを進めていくことが重要です。

具体的には、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける住宅等の開発許可の厳格化のほか、立地適正化計画において、居住誘導区域から災害レッドゾーン※を原則除外するとともに、「防災指針」を作成し、防災対策や安全確保に取り組んでいきます。

臨海部における重点的な対策

大規模地震による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部においては、防潮堤・河川堤防の嵩上げや水門・排水機場の整備などの防災・減災対策を推進します。

■高潮対策の事例



南芦屋浜南護岸(芦屋市)

平成 30 年台風第 21 号の高潮と高波により浸水被害が発生した南芦屋浜地区で、再度の災害を防止するため防潮堤の整備を行いました。

総合的な治水対策

総合治水条例に基づき、河川及び下水道による雨水の流下対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、避難に資する情報発信等による減災対策など、

総合的な治水対策を推進します。

また、流域全体のあらゆる関係者の協働による「流域治水」に取り組み、水害リスクを踏まえた都市づくりを推進します。

Column

流域全体で行う総合的かつ多層的な治水対策

気候変動による降雨量の増加を考慮して、河川区域だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者の協働により、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体で多層的に進めるのが「流域治水」の考え方です。



出典：国土交通省資料

グリーンインフラを活用した防災・減災

遊水池の整備、農地や樹林地・森林の保全等、自然環境が有する雨水貯留浸透機能や土砂流出防止機能等を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

Column

自然の力を活かした防災・減災まちづくり ～グリーンインフラの活用～

緑地には雨水を貯留・浸透させる機能があります。公園、道路、建物の敷地内などに緑化を行うことで、雨が一度に河川に流入するのを抑制し、都市を水害から守ることができます。

また、緑地は生物の生息・生育の場であるだけでなく、延焼の遮断、良好な景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和といった機能も有しています。これらの多面的な機能を活かし、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるのが、グリーンインフラの考え方です。

復興まちづくりのための事前準備

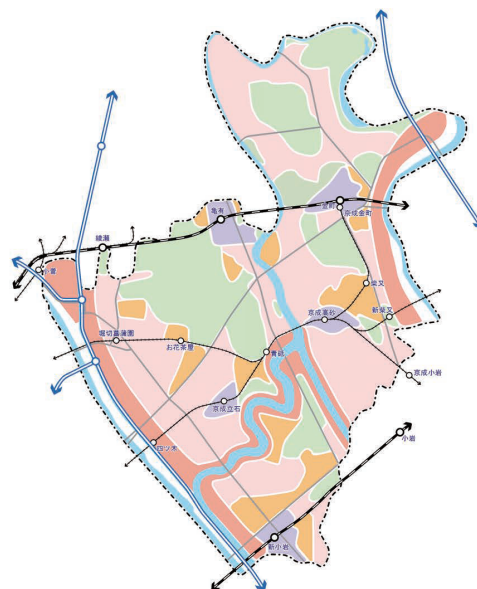
特に大規模な災害が想定される区域においては、市街地特性と被害想定をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を平時から検討しておき、必要に応じて市町マスタープランに復興事前準備の取組を位置付けます。

葛飾区都市計画マスタープラン「復興まちづくりの方針」

地区の特性に応じて、復興まちづくりの手法をあらかじめ検討し、類型化してマスタープランに位置付けています。

- 基盤整備型復興地区
(面的な市街地整備による復興を検討する地区)
- 基盤整備型(高台整備)復興地区
(面的な市街地の高台化による復興を検討する地区)
- 修復・改善型復興地区
(既存の都市基盤を生かした市街地の改善・修復による復興を検討する地区)
- 誘導・個別再建型復興地区
(街づくりのルールのもとで復興を検討する地区)
- 拠点整備型復興地区
(都市機能の集積拠点として復興を検討する地区)

■復興事前準備の事例(東京都葛飾区)



2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進

子どもにやさしい生活環境の整備

職住近接のほか、地区計画制度等を活用した緑豊かで良好な住環境の創出、生活利便施設の適正立地、安全・安心な歩行空間の整備等を推進します。

■通学路の歩道整備事例



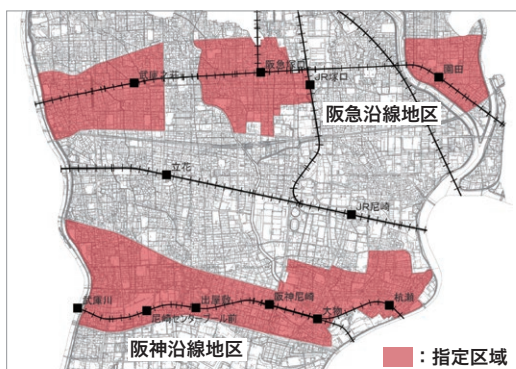
朝霧二見線(明石市)

歩道を整備し、児童が安全に通学できるようにしています。

子育てしやすい住宅地づくり

住宅ストックや住環境が充実した市街地等において、子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の供給や子育て支援施設の整備を行うことにより、安心して子育てができる住宅地づくりを推進します。

■子育て住宅促進区域(尼崎市)



県が指定する区域において、子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の取得や子育て支援施設の開設に対し、県と市が協調して支援しています。

■子育て支援施設の整備事例



県営尼崎浜つばめ高層住宅(尼崎市)

県営住宅の敷地の一部を保育園に活用しています。

3 ユニバーサル社会づくりの推進

福祉のまちづくりの展開

誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し活動できるユニバーサル社会の実現に向け、住宅や生活利便施設のバリアフリー化とともに、歩道等の公共空間や鉄道駅舎等の公共交通のバリアフリー化を推進します。

■福祉のまちづくりの取組事例



歩道のバリアフリー化(西宮市)



鉄道駅舎のエレベーター設置(神戸市)

健康寿命を伸ばすまちづくりの推進

高齢者の社会参加や外出機会の増加は健康寿命の延伸にもつながるため、公園の適正な配置や歩行環境の向上などウォーカブルなまちづくりを推進します。

Column

健康寿命を伸ばすまちづくり ～外出しやすい／したくなるまちへ～

外出することにより体を動かせるほか、人と交流することができるなど、健康を維持するためには外出しやすい環境を整えることが重要です。身近な公園や遊歩道、自転車や徒歩での移動がしやすい道路など、移動や活動に関する公共空間を整備することが、健康寿命を伸ばすまちにつながります。



休憩施設の設置(姫路市)

Ⅲ 環境と共生する 都市づくり

- 1 脱炭素型の都市づくりへの転換
- 2 グリーンインフラの活用推進
- 3 森林の保全・整備
- 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

1 脱炭素型の都市づくりへの転換

環境負荷の小さな都市づくりの推進

地域連携型都市構造の形成（都市機能の集約、公共交通網の再構築等）により自家用車に過度に依存しない移動環境を整え、公共交通の利用を促すことでCO₂排出量を削減するとともに、エネルギーの面的利用等によりエネルギーの利用効率を高め、脱炭素社会の実現を目指します。

なお、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光条例の適切な運用等を通じ、防災、景観との調和、自然環境の保全等に配慮します。

利用段階でCO₂を排出しない水素社会の実現に向け、官民連携により水素モビリティの普及や水素ステーションの整備等を推進します。

■水素ステーションの整備状況

水素 ST 整備状況 (R7.3月時点)	
首都圏	47 箇所
中京圏	47 箇所
関西圏	20 箇所
九州圏	13 箇所
その他	27 箇所
全国	154 箇所

【県内整備数】5 箇所

- ・ 尼崎市 (H26.7)
- ・ 神戸市兵庫区 (H29.3)
- ・ 姫路市 (R3.4)
- ・ 神戸市中央区 (R5.5)
- ・ 三木市 (R6.3)



エア・リキード MK 神戸空港前水素ステーション(神戸市)

交通から発生する環境負荷を軽減

都市計画道路の整備や交差点の改良に加え、速度低下の原因となる道路幅の狭い区間や橋梁、踏切等のボトルネックの解消により、燃費の悪化(CO₂排出量の増加)を軽減します。

また、自転車走行空間の整備のほか、駐輪場の適正配置、シェアサイクルの導入等により、脱炭素と健康増進に資する自転車を快適に利用できる都市環境を形成します。

■道路拡幅等による渋滞交差点の解消事例



沖浜平津線(高砂市)

渋滞が発生していた交差点付近の道路を拡幅し、車線を増やすことで渋滞交差点を解消しました。

■自転車の活用推進



沖浜平津線(高砂市)

自転車道を整備し、歩道や車道と分離しています。

2 グリーンインフラの活用と推進

都市の緑の保全と創出

都市から発生するCO₂の吸収源、生物多様性の確保、緑陰による暑熱の緩和、人々が心地よさを感じるWell-Beingの実現の観点から大きな役割を有する都市緑地を保全するとともに、低未利用地等を活用して質の高い新たな緑地の創出を図ります。

生態系ネットワークの形成

生物の生息・生育の場である自然環境を保全・再生し、これらを有機的につなぐことで、生物多様性の保たれた県土を形成します。

■グリーンインフラの事例



E S R 尼崎ディストリビューションセンター(尼崎市)

[目的]

将来にわたって臨海部の生態系ネットワークに寄与する緑地環境を創出すること、グリーンインフラを活用して働く人や子ども達の憩いの場となる環境を創出することを目的としています。

[主な取組]

水鳥が休憩に利用していた既存護岸を保存するとともに、地域の環境に適した植物を用いて草丈・樹高に変化のある草地、樹林地、水辺を整備することにより、多様な生き物が利用しやすい環境を創出しています。
施設の従業員や来訪者が利用できるBBQ広場や園庭など、緑を活用したレクリエーション空間も創出しています。



「コウノトリ野生復帰」をシンボルにした自然再生(豊岡市)

[目的]

コウノトリの野生復帰を通じて人と自然が共生する社会、コウノトリも住める豊かな環境を創造すること等を目的としています。

[主な取組]

コウノトリの採餌場、環境学習拠点等の機能を持つ「市立ハチゴロウの戸島湿地」を整備したほか、市内の休耕田を利用して水田ビオトープを整備しました。
大規模湿地再生事業で出石川沿いに整備された「加陽湿地」で、地域と行政が一体となり、人と自然が共生する風景の再現と地域のにぎわいを創出する拠点づくりを行っています。

3 森林の保全・整備

都市を取り巻く森林の適切な保全

県土の約7割を占める森林は、CO₂の吸収や生物多様性の保全、さらには水源涵養や災害の防止等の多様な機能を有していることから、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により保全を図ります。

野生動物との共存

里山の整備による緩衝帯（バッファゾーン）の形成や土地の適正な利用と管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図ります。

■野生動物共生林の事例（多可町）



バッファゾーンとして樹林の外縁に見通しの良い地帯を整備しています。

森林の保全・整備に貢献する都市づくり

木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における木材利用の促進等により、森林資源の循環利用を通じて、森林の保全・整備に貢献する都市づくりを推進します。

■木質バイオマス発電所（赤穂市）



木材等を原料とした燃料で発電を行っています。

4 「農」の保全と土地利用との相互調和

土地利用制限による「農」の保全

農地や自然環境を保全する諸制度や土地利用計画を踏まえ、無秩序な市街化を防止するとともに、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図ります。

【市街化調整区域】

計画的に一定の開発を許容する場合は、地区計画制度等を活用し、環境や景観を阻害するおそれのある土地利用や建築物を規制しつつ、農林漁業との健全な調和を確保し、良好な地域環境を維持、保全します。

【非線引き都市計画区域】

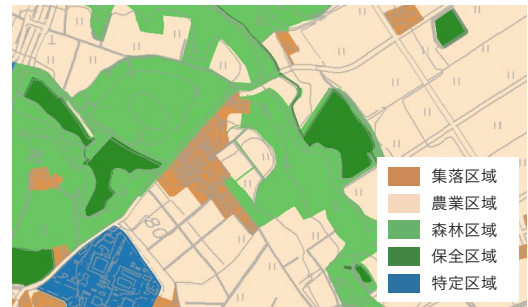
いわゆる「バラ建ち」など無秩序な市街地の拡大が生じるおそれのある場合、優良農地を保全する観点から、市街地及び農地等それぞれのまともに配慮しつつ、特定用途制限地域等の指定による土地利用コントロールを講じます。

都市農地の保全・活用

市街地内に残された農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考え方の下、生産緑地地区の指定を推進するとともに、用途地域として田園住居地域の指定を検討するなど、都市農地の計画的な保全を図ります。

また、市街化区域内の遊休農地を市民農園や体験農園に活用するほか、農家レストランや農産物直売所の開設を促進するなど、農地の有効活用を図ります。

■特定用途制限地域による「農」の保全



営農環境の確保等の観点も踏まえ、利活用するエリアと保全するエリアをゾーニングしたバランスのよい土地利用計画を作成します。

区域	特定用途制限地域による立地規制基準の目安
農業区域	農業用施設のみ立地可 ※農用地等以外の区域においては、住宅のほか農産物直売所や農家レストランなどを立地可とする対応も考えられる

特定用途制限地域の指定により、農用地等に関しては、農地保全の観点から、基本的に農業用施設等以外の施設の立地を制限します。

■生産緑地の事例 (西宮市)



生活環境に潤いをもたらす民有の緑地となっています。

■市民農園の事例 (宝塚市)



住宅地の間に残された農地を活用して市民農園が開設されており、身近な自然と触れあうことができます。

IV 連携と共創

- 1 県・市町間の連携強化
- 2 県民・企業など多様な主体との共創

1 県・市町間の連携強化

市町による主体的なまちづくりを支援

地域特性に応じた個性と魅力あふれるまちづくりに向けて、基礎自治体である市町が独自の取組を柔軟にすばやく展開できるよう、県は市町に対して、情報提供や相談対応など積極的に技術的支援を行います。

区域区分の廃止を検討する地域においては、

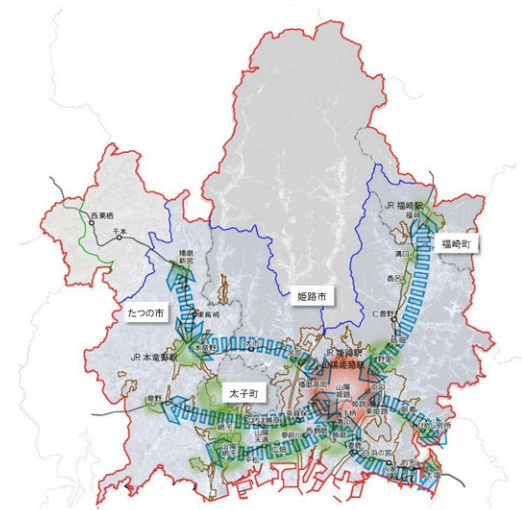
「区域区分見直しの考え方」に基づき、県は市町と連携して市町による土地利用コントロールへの移行を検討するとともに、移行に際しては技術的な支援を行うなど、市町の主体的なまちづくりをバックアップします。

市町間の連携強化と広域調整

生活圏の広域化、災害の激甚化・頻発化等によって、市町域を越える広域的な課題が増大していることから、市町は協議会等の活用等により相互の連携を強化するとともに、複数自治体による広域的な立地適正化の方針の作成など、市町間での都市機能の分担と連携に取り組み、県はそれを支援するとともに、必要に応じて都市計画区域の見直しを検討します。

県は、「広域土地利用プログラム」の運用による大規模集客施設の立地調整など、土地利用等に関する広域的な調整や各種施策の横展開を図ります。

■複数自治体による広域的な立地適正化の方針作成 (姫路市、たつの市、太子町、福崎町)



2市2町と公共交通事業者で構成する協議会で検討し、行政界をまたいだ広域的な観点から、交通の軸や都市機能集積地区などを定めました。

2 県民・企業など多様な主体との共創

多様な主体が参画しやすい環境の整備

まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、データ分析等のノウハウを有する大学や企業など多様な主体の参画を促し、都市計画立案の高度化を図ります。

3D 都市モデルなどの活用により都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備し、理解と協力に基づく共創のまちづくりを推進します。

多様な主体による共創のまちづくり

ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の民間主導のまちづくりの取組と協調しつつ、これまで行政主導で取り組まれてきた公共・公益施設の整備・運営についても官民連携事業（P P P / P F I）の導入、公的不動産（P R E）の活用を推進します。

住民、民間事業者、行政等の多様な主体が、地域資源や空き家、耕作放棄地等の地域課題の認識を共有し、それぞれの強みを活かしながら実践的な取組を展開することで、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げる「共創」のまちづくりを推進します。

播州織製品の創作拠点として利用されるコワーキングスペース



Column

多様な主体によるまちづくり ～垣根を超えて地域を盛り上げる～

住民、事業者、行政などの課題意識が共有され、解決のための連携による動きが生まれ、地域の中で広がっていく事例があります。

例えば西脇市では、地場産業の「播州織」をテーマにした工房館を商工会議所が運営しています。そこへ、中心市街地活性化への気運もあり、地域外からデザイナーを移住者として受け入れ育成する事業が、行政の関わりにより立ち上がりました。デザイナーは市内にある播州織の事業所で働きながら、空き店舗を利用したコワーキングスペースを拠点に活動しています。

移住してきたデザイナーも関わって「播州織産地博覧会」を開催し、一般消費者が播州織を身近に感じる機会をつくり出しています。このようにまちの主体が力を合わせて播州織を盛り上げ、産地としてのブランド価値向上を目指しています。

多様な主体によるエリアマネジメントの促進

住民、事業主、地権者等の地域の担い手が一定のエリアで共有施設の管理・運営や公共空間の美化、地域のニーズに応じたサービスの提供等に主体的に取り組み、地域課題の解決や地域の価値の向上、地域経済の活性化等を図る「エリアマネジメント」を促進します。

■一般社団法人まちのね浜甲子園(西宮市)



浜甲子園団地の団地再生事業に伴い新しくなった街区で、「あたかなつながり、ぬくもり、やさしさがある街」を目指して、エリアマネジメント組織「一般社団法人まちのね浜甲子園」が設立されました。2016年の立ち上げ当初は開発事業者が理事として運営を行っていましたが、2023年に地域住民・活動者が中心となって運営する新たなコミュニティ組織に移行しました。コミュニティスペースが設けられ、子育て、健康、防災減災などのテーマ活動や、住民の交流のためのイベント企画が行われています。

■城崎温泉と城崎国際アートセンター(豊岡市)



城崎温泉では2013年、小説「城の崎にて」の著者志賀直哉の来湯100年を機に、旅館経営に関わる若旦那衆のグループが出版レーベル「本と温泉」(NPO法人)を立ち上げました。温泉地文学を制作出版することで、地域のブランド化に貢献しています。

また2014年には、豊岡市が舞台芸術の滞在制作施設「城崎国際アートセンター」を温泉街に隣接して開館しました。滞在するアーティストが、多様な芸術活動に触れられる機会を市民や観光客に提供しています。

さらに2018年には、廃業旅館の再生・リノベーションを進めるために、地域金融機関と民都機構により、まちづくりファンドが立ち上げられました。リノベーション事業に出資・融資し、地域のまちづくり会社と連携しながら城崎温泉街の風情ある町並みを保全しています。

旅館関係者をはじめ、行政、まちづくり会社、金融機関等が関わり、エリア全体の価値向上に取り組んでいます。

参考資料

都市計画の基本的な視点

ひょうごビジョン 2050

兵庫県の政策全体の基本指針となるビジョンで、都市づくり、まちづくりも包含されています。

[めざす姿]

誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』

自分らしく生きられる社会

自由になる働き方
居場所のある社会
世界へ広がる交流

新しいことに挑戦できる社会

みんなが学び続ける社会
わきあがる挑戦
わきたつ文化

誰も取り残されない社会

みんなが生きやすい地域
安心して子育てできる社会
安心して長生きできる社会

自立した経済が息づく社会

循環する地域経済
進化する御食国
活動を支える確かな基盤

生命の持続を先導する社会

カーボンニュートラルな暮らし
分散して豊かに暮らす
社会課題の解決に貢献する産業

まちづくり基本方針

県がまちづくり施策を総合的に講ずるための基本的な方針で、ひょうごビジョン 2050 のまちづくり分野におけるビジョンでもあります。

[基本コンセプト]

すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご

[テーマの設定]

頻発化・激甚化する災害への備え、地方回帰の動き、持続可能な地域づくりへの転換、世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなどの社会の潮流を踏まえて設定

安全・安心

防災・減災のまちづくり、都市の強靱化
安心して暮らせるユニバーサルな
まちづくり 等

魅力・挑戦

個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり
新たな価値を生むコミュニティビジネスや
スタートアップへの挑戦 等

持続・循環

住民主体の持続可能な地域経営
カーボンニュートラル、スマートシティの形成
自然環境や生物多様性の保全 等

国の関連計画等における方針や方向性

第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7)における「目指す国土の姿」

国土づくりの目標

「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

国土づくりの基本的方向性

①デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり

- ローカルの視点(地方創生 × デジタル)
 - ・ デジタルの徹底活用により場所と時間の制約を超え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成を通じた個人と社会全体の Well-Being の向上
 - ・ デジタルとリアルの融合による生活サービスの利便性を向上する取組の加速化
 - ・ コンパクト+ネットワークによる、人口減少下においても持続可能な地域づくり 等
- グローバルの視点(国際競争力の強化)
 - ・ 成長産業への構造転換・投資促進、産学官連携によるスタートアップやイノベーションの促進
 - ・ 地方における世界との直接交流の拡大、地方発のグローバル産業・人材の育成 等

②巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり

- 巨大災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災、国土強靱化
 - ・ 巨大地震・津波、火山噴火、水災害、雪害等に対する事前防災、事前復興の観点からの地域づくり
 - ・ 災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導
 - ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換 等
- 気候変動対策の主流化
 - ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化緩和策の推進
 - ・ 気候変動を前提とした国土利用・管理など、気候変動適応策の推進
- 緊迫化する国際情勢への対応
 - ・ エネルギーの安定供給の確保を前提とした脱炭素電源への転換
 - ・ 食料安全保障の強化に向けた農業の構造転換を実現する国土づくり
 - ・ 経済安全保障の観点からの基幹的なインフラの安全性・信頼性の確保 等

③世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり

- ネイチャーポジティブの実現に向けた自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくり
 - ・ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
 - ・ グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災対策(Eco-DRR)の取組の推進 等
- 多様な恵みを享受する森づくり、海づくり
 - ・ 森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用 等
- 文化芸術立国の実現
 - ・ 文化芸術の活用を通じた地域活性化
- 地域の自然、文化の魅力を活かした観光振興
 - ・ 自然、文化の保全と観光の両立を図る持続可能な観光地域づくりの推進
 - ・ コロナ禍で激減したインバウンドの回復、ワーケーションなど新たな交流市場の開拓 等

国土利用の基本方針

「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- ・土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開
- ・所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- ・荒廃農地の発生防止、利用
- ・地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など
関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- ・重要土地等調査法に基づく調査 等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- ・水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- ・事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 等

③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- ・保護地域の拡充、OECM の設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- ・グリーンインフラ、Eco-DRR など自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の
立地誘導 等

④国土利用・管理DX

- ・地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による
国土利用・管理の効率化・高度化
- ・効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、
連携を促進 等

⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- ・適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた
民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- ・多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保 等

国の都市計画基本問題小委員会 中間取りまとめ(R5.4)

～多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して～

①多様な暮らし方・働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組みの推進

- ・日常生活を営む身近なエリア(ネイバーフッド)の魅力向上
- ・公共交通軸の確保とまちづくりの取組の連携
- ・市街地内の魅力向上の取組に加え、市街地外も含めた市町村域全体に目配りしたメリハリのある土地利用コントロールの導入

②広域・施策横断的な都市計画の取組

- ・市町村の役割や権限等に配慮しつつ、広域的な観点等から技術的支援を行うなど、都道府県などによる市町村へのサポート
- ・国土形成計画等と整合を図った広域の視点からの都市構造の実現

③まちづくりGX

- ・都市の緑地の確保や森林の整備・保全、都市におけるエネルギーの有効活用
- ・都市の緑地への民間資金の導入を図るため、事業者の自発的な取組を客観的に評価できる仕組みの導入やインセンティブ付け

④社会の変化に対応した柔軟なまちづくり

- ・都市施設の再構築に向けた制度の効果的な活用
- ・時間軸を踏まえた立地適正化計画の柔軟な運用
- ・市街地整備事業の円滑化に向けた運用改善

⑤多様な地域における継続的なエリアマネジメント

- ・エリアマネジメント団体等が事業性を確保できる制度の柔軟化
- ・市街地整備事業完了後の施行区域における継続的なエリアマネジメントが維持される取組

⑥都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用

- ・データの利用やデジタル技術の利活用
- ・スマートシティの取組強化や都市計画に関するデータのデジタル化・オープンデータ化

都市計画に関する現状と課題

本方針の策定に当たっては、以下の現状認識に立ち、課題の抽出を行いました。

		現 状	課 題
避けがたい変化	人口減少・超高齢社会	・人口の減少・高齢化 ・転出人口の増加 ・人口の偏在化 ・地域公共交通サービスの利用者減少 ・交通弱者の増加 ・小規模集落の急増 ・空き家の増加	・持続可能な生活圏の確保 ・人口の転出超過対策 ・地域の魅力の向上と地域間交流の促進 ・公共交通ネットワークの維持・確保及び・まちづくりの取組との連携 ・市街地や集落の低密度化対策 ・既存ストック（空き家や空き地等の低未利用地等）の有効活用
	自然災害の頻発・激甚化	・気候変動の影響と風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化 ・南海トラフ地震等巨大地震の切迫 ・災害リスク地域に人口が集中	・防災・減災への更なる対策
	都市施設の老朽化	・道路、河川、下水道等の都市施設の老朽化 ・維持管理や更新を担う建設技術者等の減少	・都市施設の再構築 ・新技術を活用した自動化や省力化の推進、予防保全型メンテナンスによるコスト抑制
国際社会・経済からのニーズ	地球環境・景観・生物多様性の保全	・良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失 ・カーボンニュートラル、脱炭素化の要請 ・農地の減少、耕作放棄地の拡大 ・都市農地・緑化の必要性	・自然環境の保全、グリーンインフラの活用 ・脱炭素社会への対応 ・優良農地の保全 ・都市と緑・農との共生
	産業立地ニーズの変化	・サプライチェーンの見直しに伴う製造業の国内回帰 ・ECの拡大による物流需要の増加 ・交通網の充実等によるIC周辺等での産業用地需要の高まり	・産業立地ニーズへの柔軟な対応
	ポストコロナ社会における暮らし方・働き方の変化	・テレワークの進展による暮らし方、働き方の意識変化 ・地方移住・田舎暮らしニーズの高まり	・新たな暮らし方や働き方の変化（職住近接や多拠点居住等）への対応 ・住まい近傍での生活機能充足ニーズへの対応 ・地方移住や田舎暮らしニーズの取り込み

ひょうご
都市計画
基本方針

